

税源の偏在是正及び
地方一般財源総額の確保・充実について

令和8年4月13日

埼 玉 県

千 葉 県

神 奈 川 県

税源の偏在是正及び 地方一般財源総額の確保・充実について

地方財政は、高校授業料の実質無償化や公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減といったこども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、頻発する自然災害に備える国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加等も見込まれ、厳しい状況にある。

また、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う安定的な代替財源を今後検討するとしていることや、食料品の消費税率をゼロとすることについて、社会保障国民会議が設置され、スケジュールや財源のあり方を検討していくこととされるなど、地方財政に多大な影響がある見直しが国において進められている。

そのような中、東京都は地方交付税の算定における財源超過額が過去最大となる約2兆円にまで拡大しており、その潤沢な財源を基に「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「水道基本料金の無償化」に加え、新たに「0～14歳の子供に対する1人当たり1万1千円の支給」など住民への給付施策を続々と打ち出し、こども施策をはじめとした様々な施策において、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している。

その主たる原因は、我々三県が繰り返し指摘していたとおり、東京都への税源偏在による税収の集中であり、令和8年度与党税制改正大綱においても、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」とされ、その状況を踏まえ、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」と明記されたところである。

さらに、大綱においては「新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」、「加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」との偏在是正の具体的な方向性も示されたところである。

我が国が人口減少時代を迎えている中、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりを進める上でも、税源偏在への対応と地方一般財源総額の更なる充実は、まさに待ったなしの状況である。

については、次の事項について要望する。

1 税源の偏在是正について

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和8年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について早急に検討を進めること。

特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充すること

などにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。

2 地方一般財源総額の増額確保・充実について

いわゆる「教育無償化」に対応するための財源や、軽油引取税の当分の間税率及び自動車税環境性能割の廃止並びに消費税及び地方消費税の減税に伴う代替財源の検討に当たっては、国の責任において、恒久財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮するとともに、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の更なる確保・充実を図ること。

3 地方税財政制度のあり方について

税源の偏在是正を含めた地方税財政制度など、国民全体に関わる重要な課題については、個別の自治体との協議に偏ることなく、地方の意見を幅広く捉えた上で、その解決に向けた検討を行うこと。

令和8年4月13日

総務大臣 林 芳 正 様

財務大臣 片 山 さつき 様

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 熊 谷 俊 人

神奈川県知事 黒 岩 祐 治